

第5章 調査計画書について環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要

「さいたま市環境影響評価条例」（平成 15 年 3 月、条例第 32 号）第 9 条の規定に基づき、「（仮称）農業及び食の流通・観光産業拠点整備事業（道の駅） 環境影響評価調査計画書」の縦覧が行われた。

調査計画書の縦覧の概要は以下のとおりである。

縦覧期間：令和 5 年 7 月 28 日（金）～令和 5 年 8 月 28 日（月）

縦覧場所：1. さいたま市役所 環境局環境共生部環境対策課
2. 各区役所情報公開コーナー
3. 各市立図書館
4. 春岡公民館（見沼区深作）

「さいたま市環境影響評価条例」第 10 条第 1 項の規定に基づき、事業者において、令和 5 年 7 月 28 日から縦覧期間満了の日から 2 週間を経過する令和 5 年 9 月 11 日まで、環境保全の見地からの意見を受け付け、関係住民からの意見を 11 件受理した。

環境の保全の見地からの意見を有する者からの意見の概要については、表 5-1 に示すとおりである。

表 5-1(1) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要

項目	意見の概要
事業計画	神明神社から春里中学校六道交差点までの坂道は、最近交通量が増え、交通安全上危険な状態となっている。道の駅や食肉市場が整備されると市外・県外のナンバーの流入等で、さらに悪化することが考えられることから、市外・県外のナンバーの車を進入禁止とする等、住民のための道路使用優先策を要望する。
事業計画	環境影響評価が行われている今の段階で、「道の駅」の造成計画ができていない。具体的工法が示されず、いくつかの工法を想定して、一番厳しい基準のものを採用するとされているが、その「いくつかの工法」自体が示されないまま環境影響評価を進めることには納得がいかない。想定する工法が、そもそも十分な物か検証も必要である。造成の手法は多々あり、それぞれの造成方法について環境への影響を調べるべきである。軟弱な地盤や地下水の流れ、地面の変形、地下水の薬剤汚染等があるのではないかと。早急に地盤改良工事方法等造成計画について決定することを求める。
事業計画	道の駅整備事業の候補地選定の際に参照している地震震度に誤りがあるため、選定結果を正当なものと位置付けている事業者の姿勢に、大きな問題を感じる。
事業計画	「道の駅」基本計画書では大型バスの駐車台数が 35 台であったものが今回の「計画書」では 1 台と激減しており、基本計画が目指した観光産業拠点整備という目的から逸脱しており、採算性の問題も生じる。事業目的を変更した「計画書」を住民に提示すべきである。またこのように前提として、「道の駅」の「基本計画」と環境影響評価を行う施設の間に大きな違いがあるまま、環境影響評価を進めること自体に疑念がある。しかも用地買収から国の事情となることは、新たな計画であり、「基本計画」と事業主体そのものが異なるのに、「基本計画」の見直しが行われていないことに疑問を持っている。

表 5-1 (2) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要

項目	意見の概要
事業計画	観光バスが当初の目論見の 35 台から 1 台しか駐車できなくなれば集客力が大幅に低下し、想定している利用客数約 100 万人(他の道の駅の平均利用率 27.89% を想定して算出した値)が激減することになるため、事業の採算性が悪化するものと考えられる。環境対策を長期的に維持するために、事業の採算性の見直しについて説明してほしい。
事業計画	道の駅事業は、さいたま市と国土交通省の両者が主体となる事業であるから、事業費は国土交通省も負担するよう求めている。
事業計画	施設整備にあたっては、国土交通省「高速自動車国道のサービスエリア及びパーキングエリアの整備等に関する基準」、国土交通省「道路土工構造物技術基準」に準拠して実施すべきである。
事業計画	「簡易パーキングエリア」及び取り付け道路の事業者が国土交通省、地域振興施設の事業者がさいたま市であるとする、「道の駅」周辺の家屋や地盤への損害が発生(崩れ、浸水、井戸水の枯渇等)した場合の補償責任がいずれの事業者にあるのか、区分けが困難であり、両者がともに責任を負うことを予め認識しておいてほしい。また、基本計画と事業主体そのものが異なるのであるから、基本計画の見直しからやり直すことを求める。
事業計画	土地利用において、「休憩施設」と「地域振興施設」の区域を明確にしてほしい。その上で、「休憩施設」は国土交通省。「地域振興施設」はさいたま市が担うということの認知を求める。
事業計画	調整池機能が不足していると思う。さいたま市作成の洪水ハザードマップの想定降雨量が過少に設定されているので、それを修正し、洪水ハザード解析を行うべきである。その上で、大雨時の湛水量や、地面への雨水の浸透率、周囲の地形からの雨水の流れ等を調査したうえで、洪水シミュレーションによる開発対象地への湛水メカニズムを明らかにし、そのうえで遊水池の面積・容積や設置場所を決めるべきである。あるいは遊水池の面積が計画として条例に基づき決まっているとすると、条例そのものはあくまで基準を示すもので、その定める容量以上の遊水池整備を禁止するものではないはずである。開発対象地のおかれた条件に応じて、条例の数値に捉われることなくその容積や設置場所を見直すべきと考える。また、洪水・浸水被害にかかわる定量的評価も行わなければならない。
事業計画	建築計画に関し、2 階部分の休憩施設・地域振興施設の区分を明確にすることを求める。
事業計画	表 2.6-2 駐車場計画については、表番号が重複していることと、小型車台数が 167 台と、図に示されている 155 台と食い違っている。小型車台数に従業員用分を含めたうえで、正確な値を記載することを求める。
事業計画	汚水排水計画において「汚水については、公共下水道への接続について今後検討を行う。」と記載されているが、対象事業実施区域は、さいたま都市計画下水道基本方針の下水道整備区域に含まれていない。記載を修正すべきである。
事業計画	工事工程に関し、表 2.5-1 等に、地盤改良工事がどの期間に行われるのかを明確にしてほしい。
事業計画	当初の計画より、面積が大幅に増えているように感じる。増えたのであれば、その面積と増えた理由を教えてほしい。
事業計画	食肉市場が整備された場合、排水の処理の問題点はないか。
事業計画	食肉市場が整備された場合、地下水を使用した場合に問題点はないか。
事業計画	軟弱地盤対策は具体的にどのようにするのか。
環境影響評価全般	道の駅と食肉市場が一体的に整備されるのであれば、食肉市場の環境影響評価において、道の駅の影響も考慮することが必要である。調査についても、食肉市場に対する「環境アセスメント」の地盤調査の実施の規模が『道の駅』の調査内容に反復する内容であったとしても類推適用する等の措置を行わず、その規模を縮小させるような実施をしないことを約束頂きたい。

表 5-1 (3) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要

項目	意見の概要
環境影響評価全般	当整備事業は、「と畜場」と「道の駅」の一体的整備を謳っているのであるから、環境影響評価調査も一体的に行ってほしい。
環境影響評価全般	食肉市場整備事業に関する環境影響評価手続き時にも、今回同様、説明会を開催してほしい。
環境影響評価全般	環境影響調査は、農業及び食の流通・観光産業拠点整備事業を一体的に行うことが目的とされていたが、いつの間にか道の駅が切りはなされ先行している。と畜場が設置された他事例でも、下流側の与野市が、県庁に座り込みを行ったと聞いており訴訟も考えられ、少なくとも告訴されない環境影響調査を行うべきと考える。場当り的な調査計画は、住民感情を逆なですることになり、避けるべきである。本件下流には、人口密集地があり、人権にかかわることも想定されるため、活性汚泥法を、今回の計画書にも明記すべきである。しっかりした環境影響調査を行うべきであり、当初の計画のように一体的整備としての一体的調査を行うべきである。
環境影響評価全般	事業者が、令和 2 年度に実施した地質調査等の報告書「さいたま市（仮称）農業及び食の流通・観光産業拠点地質調査・水位観測業務報告書（令和 3 年 3 月）」及び令和 4 年度に実施した地質調査の報告書「（仮称）農業及び食の流通・観光産業拠点地質調査業務報告書（令和 5 年 3 月）」の内容を調査計画書に取り込んでほしい。また、地元住民から提供した動植物調査資料も取り入れてほしい。
環境影響評価全般	環境影響評価の選定項目・調査地点が、今回提示されたものでよいのか。
大気質	大気質の施設関連車両については、駐車しているすべての車両がエンジンを稼働させていることを想定し、最大の大気汚染の予測評価を行うか、大型車駐車場規模が大きい「道の駅」（羽生 55 台、花園 42 台、庄和 40 台等）等他の道の駅における駐車車両のエンジン稼働率の実績データに基づいて評価を行うこと。
大気質	施設稼働後の大気質の測定は「道の駅」から離れたところで計画されているが、施設稼働後も、現地調査と同じ場所で測定すべきである。もし、施設稼働後において現地での測定を行わないのであれば、春里局（大気汚染常時監視観測局）の測定項目を増やしてデータを得る必要がある。
騒音・低周波音	24 時間車が駐車する道の駅ができれば、車両や滞在者による騒音や夜間の騒音も発生すると考えられる。施設稼働後の騒音調査地点を、道の駅構内に設置することを求める。
騒音・低周波音、振動	現行の計画では、国道 16 号宮ヶ谷塔交差点及び深作南交差点の 2 箇所が交通量・大気質・騒音・振動の調査点となっているが、上記深作 1 丁目の市道交差点と宮ヶ谷塔四丁目の市道交差点（東大宮清運脇の交差点）、国道 16 号宮ヶ谷塔北の交差点及び旧国道 16 号（県道 2 号）の宮ヶ谷塔氷川神社参道脇の交差点の 4 箇所を騒音・振動・交通量の調査点とすること。
悪臭	現在の自然豊かな状況が大きく変貌するので、悪臭についての調査を行ってほしい。
水象	東春野（春野 4 丁目地区）の住宅地で地下水位の変動及び地盤変動を調査・予測評価してほしい。
水象	食肉市場整備事業に関する環境影響評価手続きにおいては、道の駅整備事業での調査の有無にかかわらず、春野 4 丁目地区の地面の高度調査・地下水位の調査等を行ってほしい。また、説明会も、今回同様開催してほしい。
水象	施設建設・造成による洪水発生を心配している。大雨の際の雨水の浸透や雨水の流れ等を明らかにし、十分な容量の調整池を設置してほしい。
水象	道の駅整備事業を進めるにあたって、土地を改変することにより周辺の井戸水に影響を与えないように十分に配慮してほしい。事前に井戸水の利用状況・水質等の調査を実施してほしい。

表 5-1 (4) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要

項目	意見の概要
水象	事業整備により雨水貯留能力が極めて高い腐植土層の表土を舗装するのであるから、対象事業実施区域周辺の洪水解析を行うべきである。また、さいたま市作成の洪水ハザードマップの想定降雨量が過少に設定されているので、それを修正し、洪水ハザード評価を行うべきである。その上で、洪水・浸水被害に関わる定量的評価を行わなければならない。元々この地域は、大雨で冠水しがちな土地であり、近年ますますその傾向が強まっている。
地盤	「地盤沈下」のみが対象となり、「土地の安定性」が評価・調査の対象となっていない。盛土をすれば盛土周囲の土地が盛り上がる土地だと考えられるので、このような土地に大規模盛土工事を行えば、どのような影響が生じるのか予測評価してほしい。
地盤	対象事業実施区域において、地下水位を観測すべきである。
地盤	軟弱地盤である宮ヶ谷塔4丁目に施設を建設するのであるから、建築基準法は第19条第2項に規定される、「湿潤な土地、出水のおそれの多い土地又はごみその他これに類する物で埋め立てられた土地に建築物を建築する場合においては、盛土、地盤の改良その他衛生上又は安全上必要な措置を講じなければならない。」に基づき、適切な設計地震動に基づき地盤が崩壊することがないか、環境影響評価を行ってほしい。
地盤	地盤沈下は、予測されるすべての地盤改良の工法を想定し、地盤沈下解析を定量的に行って予測評価を行うことを求める。
地象	環境影響評価調査計画書において、地象の項目の安定性について評価項目に選定していない。対象事業実施区域が軟弱地盤であることから過大な沈下や支持力不足によるすべり破壊等が生じることが懸念される。また、盛土をすれば盛土周囲の土地が盛り上がる水を大量に含んだ「豆腐のような土地」なのではないか。地盤改良工事について、独自に地盤の耐震成立性に関し解析を行った結果、静的サンドコンパクションパイル工法でも鋼管杭による工法でも地上の建築物の耐震性が成立しないことを確認した。このような懸念が存在することから、地象の安定性の項目について予測評価する必要がある。また、盛土による土地の変形に対する影響の予測と工事中の観測、そしてその各段階（工事前・工事中・施設完成後）にわたる長期の対策をきちんと示すべきである。
地象	「地形及び地質（保存すべき地形及び地質を含む）」について、「対象事業実施区域内に学術上重要な地形及び地質は存在しないため、評価項目として選定しない。」としていること、「表土の状況及び生産性」について、「対象事業実施区域は、将来に農地等の利用はないため、評価項目として選定しない。」としていることは、事業者が計画地の地下構造を含めて、現状を余すところなく改変するということを述べているのだろうが、将来農地等の利用はないと決めつけていることに違和感がある。
地象	地下水位の把握で造成工事による軟弱地盤への影響がわかるのか、私共では全く理解することが出来ない。加えて、この「地盤調査」に係る地下水位調査地点は、評価調査計画書によれば、該当する開発範囲やその周辺の水田（＝宮ヶ谷塔四丁目及び隣接する深作地区の軟弱地盤）に存在しない。調査地点があるのは、軟弱地盤が存在しない洪積台地上に該当する深作の戸崎と、同じく洪積台地上の宮ヶ谷塔三丁目、そして屠畜場建設予定地の宮ヶ谷塔二丁目である。軟弱地盤について調査するのであれば、宮ヶ谷塔四丁目の水田内また隣接し影響を受けかねない深作の水田こそ調査地点を設けなければならないのではないのか？ 地形の変形や、地下水の流れに影響が生じない場所を狙って調査地点を設けているのではないのかという疑念さえ生じかねない配置である。宮ヶ谷塔四丁目及び隣接する深作地区の軟弱地盤にこそ調査地点を設置すべきである。

表 5-1 (5) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要

項目	意見の概要
動植物・生態系	対象事業実施区域内において、動物ではニホンイタチ、ホンダタヌキ、アカネズミ、カヤネズミ、チュウサギ、コサギ、オオタカ、ツミ、チョウゲンボウ、ハヤブサ、フクロウ、カワセミ、ホオジロ、アオジ、オオヨシキリ、バン、アズマヒキガエル、トウキョウダルマガエル、ホンアカガエル、ニホンカナヘビ、ヒガシニホントカゲ、アオダイショウ、シマヘビ、ヤマカガシ、ミスジチョウ、ドジョウ、メダカ、マルタニシ、オオタニシ、植物では、ハンゲショウ、コイヌガラシ、タウコギ、ヘラオモダカ、アギナシ、セトガヤ、カリマタガヤ、ウマスゲ、ヌカスゲ等が生息・生育している。年間を通じた詳細な調査と確認をしてほしい。
動植物・生態系	環境影響評価調査計画書には、開発にあたって動植物への配慮として、植物には「必要に応じた移植を検討する」といった対応があげられ、動物については工事中の夜間照明の軽減の「検討」等必要最低限以下の記載しかなく、きわめて不十分なものとなっている。開発計画の大幅な見直しによる既存生息環境の可能な限りの保全・維持を図ってほしい。
動植物・生態系	調査計画書の生物に関する工事中の環境保全対策は、一般論を述べているに過ぎない。対象事業実施区域内の保全すべき動植物種を特定、明示すべきであり、それらに対応した具体的な保全対策を講じるべき。
景観	氷川神社・宮ヶ谷塔観音堂・綾瀬川添いの稲荷社、神明神社、深作 1 丁目の交差点から宮ヶ谷塔側を望む場所及び深作地区の戸崎側から宮ヶ谷塔を望む場所が不足している。景観調査地点として追加してほしい。
自然とのふれあいの場	対象事業実施区域に隣接する屋敷林について、自然環境と歴史的景観の観点から、評価項目に取り込み、格段の配慮をしてほしい。
史跡・文化財	宮ヶ谷塔 4 丁目では、奈良・平安時代のもと思われる土師器を確認している等、埋蔵文化財が存在する。文化財保護法に基づき、埋蔵文化財保護のための調査を行うべきである。
地域交通	交通量の大幅増と国道 16 号の渋滞悪化が予想されるが、交通量、騒音・振動の調査地点が国道 16 号の 2 箇所となっている。深作 1 丁目の市道交差点と宮ヶ谷塔四丁目の市道交差点（東大宮清運脇の交差点）国道 16 号宮ヶ谷塔北の交差点及び旧国道 16 号（県道 2 号）の宮ヶ谷塔氷川神社参道脇の交差点、国道 16 号の加倉南交差点付近、丸ヶ崎交差点付近を交通量等の調査点に追加してほしい。その他、従業員の車の出入口付近の道路（「道の駅」西側の市道）や、宮ヶ谷塔、小深作、深作、春岡の道路等、児童、生徒の通学路にも調査地点を追加してほしい。また、生活道路への大型車両の進入規制、制限速度の設定と規制の徹底、通学時間帯の車両進入規制により地元住民及び学童の安全確保を図ってほしい。
環境の保全についての配慮事項	事業者が令和 2 年度及び令和 4 年度に実施した「地質調査等報告書」の内容を、第 5 章に取り込むこと。
環境の保全についての配慮事項	地元住民から提供した動植物調査資料を、第 5 章に取り込むこと。
環境の保全についての配慮事項	社会的状況（5.1.1 項）の(1)人口及び産業の状況の中の 2) 産業の状況①産業構成について、「対象事業実施区域及びその周辺における産業大分類別事業所数及び従業者数は、表 5.1-2 に、また、産業別従事者構成比は図 5.1-2 に示すとおりである。対象事業実施区域の位置する見沼区は第 3 次産業の従事者構成比が大きく、第 1 次産業従業者構成比はきわめて小さい。」と記載しているが、「対象事業実施区域の位置する見沼区は第 3 次産業の従事者構成比が岩槻区よりは大きい、さいたま市全体から見れば低く、また、第 1 次産業従業者構成比は岩槻区、さいたま市全体とほぼ同等である。」の記載に修正を求める。
環境の保全についての配慮事項	5 章 表 5.2-1 に、指定文化財が対象事業実施区域内に存在しているのがあるから、3 章 表 3.3-2 では、「対象事業実施区域内に埋蔵文化財は存在しないため、評価項目として選定しない。」としている記載を修正することを求める。

表 5-1 (6) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要

項目	意見の概要
環境の保全についての配慮事項	5 章 表 5.2-2(1)が示すように、生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として留意されるべき配慮事項として、「計画書」は、計画地が「1 環境省が作成したレッドリスト、埼玉県が作成したレッドデータブックその他の調査研究資料において貴重とされている種の生息・生育環境、2 原生林その他の森林、湿地等多様な生物の生息・生育環境を形成している地域・地形その他生態系保護上特に保全すべき地域、3 動植物の生息・生育空間の分断及び孤立化の回避に努めること」のいずれにも相当していると認識している。「計画書」がそのように認識しているのであれば、どのような方法で環境保全策を取ろうとするのか、具体案の候補を示すべきである。そうでなければ、5.2.4 項配慮が困難な事項及びその理由において、「配慮が困難な事項については、特にない。」と断定することはできないはずである。 また、表 5.2-2(2)において、「2 里山、屋敷林、社寺林等の古くから地域住民に親しまれ、地域の歴史・文化の中で育まれてきた自然環境」が評価対象から除かれているが、計画地には屋敷林が存在しているのだから、評価項目として取り込まなければならない。「2 里山、屋敷林、社寺林等の古くから地域住民に親しまれ、地域の歴史・文化の中で育まれてきた自然環境」を評価項目に取り込むこと、そして、どのような手段で屋敷林について環境保全策を取ろうとするのか、具体案を示すことを求める。
環境の保全についての配慮事項	「計画書」139 ページ、144 ページの計画地の色塗りに誤りがある。正しいと思われる 145 ページの図と比較すると、図の誤りが明らかであり、正しい図に差し替えることを求める。
その他	住民説明会の議事録の要約等を開示してほしい。